

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊サ対第324号

平成31年3月29日

熊本県警察サイバーセキュリティ対策委員会設置要綱の制定について（通達）
見出しの要綱については、「熊本県警察サイバーセキュリティ対策委員会設置要綱の改正について（通達）」（平成27年11月30日付け熊サ対第1684号、以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、サイバー空間の脅威が深刻化している情勢を踏まえ、引き続きこれまでの運用を継続することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出をもって旧通達は廃止する。

別添

熊本県警察サイバーセキュリティ対策委員会設置要綱

第1 サイバーセキュリティ対策委員会の設置

「熊本県警察サイバーセキュリティ戦略の改定について（通達）」（平成30年9月12日付け熊サ対第1191号）に定める熊本県警察サイバーセキュリティ戦略（以下「サイバーセキュリティ戦略」という）を推進するため、熊本県警察本部にサイバーセキュリティ対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) サイバー犯罪

高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪

(2) サイバー攻撃

重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの（それに至るおそれのあるものを含む。）及び情報通信技術を用いた諜報活動をいう。

第3 任務

委員会は、次に掲げる事務を推進することを任務とする。

- (1) サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に係る総合的な企画及び調整
- (2) サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に係る人材育成及び装備資機材等の整備
- (3) サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に係る関係所属の情報共有・連携
- (4) 国民生活又は社会経済活動に影響を及ぼすおそれのあるサイバー犯罪・サイバー攻撃を見据えた対応の検討
- (5) サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に対する警察におけるより堅牢な情報セキュリティの確保
- (6) 前記(1)から(5)掲げるもののほか、委員長が必要と認めるもの

第4 組織

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって充てる。
- 2 委員長には、警察本部長を、副委員長には生活安全部長及び警備部長をもって充てる。
- 3 委員は、警務部長、刑事部長、交通部長、情報通信部長をもって充てる。

第5 会議

- 1 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ指定する副委員長がその職務を代理する。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第6 幹事会

- 1 委員会に、委員長から付託された事項について審議するサイバーセキュリティ対策幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、幹事長代理、副幹事長及び幹事をもって構成し、サイバーセキュリティ対策幹事会編成表（別表）に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集する。この場合において幹事長は、審議する事項の内容により、幹事の中から出席者を指定することができる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。
- 5 幹事会は、会議の審議状況等を踏まえ、特に委員会への報告が必要と認める重要な案件について委員会に報告するものとする。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に特定の事項を審議するプロジェクトを設置することができる。この場合において、幹事長は、審議する事項の内容により、関係する所属の職員のうち、警視又は警部の職にある警察官又はこれと同等の職にある一般職員の中から出席者を指定することができる。
- 7 幹事長代理は、幹事会の運営に関し、幹事長を補佐するとともに、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 副幹事長は、幹事長代理とともに、幹事会の運営に関し、幹事長を補佐する。

第7 サイバーセキュリティ総括責任者、サイバーセキュリティ責任者の設置

サイバー空間の脅威に対する部門間の連携及び調整を図るため、委員会にサイバーセキュリティ総括責任者、サイバーセキュリティ責任者を置く。

- 1 サイバーセキュリティ総括責任者
 - (1) サイバーセキュリティ総括責任者は、生活安全部長をもって充てる。
 - (2) サイバーセキュリティ総括責任者は、委員長の命を受け、次に掲げる事務について、必要な連携及び調整を行うものとする。
 - ア サイバーセキュリティ戦略に関すること。
 - イ 情報の集約及び共有に関すること。
 - ウ 捜査支援及び技術支援に関すること。
 - エ 人材育成方策に関すること。
 - オ 関係機関、民間事業者・団体等と連携した取組に関すること。
 - カ 前記アからオまでに掲げるもののほか、サイバー空間の脅威に関する

こと。

2 サイバーセキュリティ責任者

- (1) サイバーセキュリティ責任者は、生活安全部サイバー犯罪対策課長をもって充てる。
- (2) サイバーセキュリティ責任者は、サイバー空間の脅威に関する事務について、サイバーセキュリティ総括責任者を補佐するものとする。

第8 庶務

委員会、幹事会及びプロジェクトの庶務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において処理する。

※ 別表（略）